

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令(農林水産・経済産業五)

〔告 示〕

○地域再生計画を認定した件
(内閣府一五二七〇一六五六)

○地域再生計画の変更を認定した件
(同一六五七〇一七八三)

○地域再生計画の認定を取り消した件
(同一七八四、一七八五)

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一项の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
(財務二五九〇二六二、二六五)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示(同二六三)

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
(同二六四)

○国家機関の建造物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示
(国土交通一五〇)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人理化学研究所平成二十九事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、特定計量器型式承認、弁理士登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
会社その他
会社決算公告

三 四 五 六

三

三

省 令

○農林水産省令第五号

商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第一百二十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月九日

農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令
 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

別表第二（第四十八条関係）		商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
株式会社東京商品取引所	ゴム市場	(略)	六百枚	(略)	くん煙シート(RSS)	五十枚
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○内閣府告示第千五百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五
 条第十五項の規定に基づき、平成三十年八月三十
 一日付けで地域再生計画を認定したので、次のと
 おり公示する。
 平成三十年十月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 深川市
- 二 地域再生計画の名称 地域資源活用農畜産物
処理加工施設整備計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 深川市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定す
る地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定め
る地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定め
る支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成
するために必要なもの（番号については、基本
方針に定めるところによる。） まち・ひと・し
ごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五
の五）

○内閣府告示第千五百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五
 条第十五項の規定に基づき、平成三十年八月三十
 一日付けで地域再生計画を認定したので、次のと
 おり公示する。
 平成三十年十月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道上川
郡上川町
- 二 地域再生計画の名称 世界に誇る通年型山岳
リゾートタウン実現プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北海道上川郡上
川町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定す
る地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定め
る支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成
するために必要なもの（番号については、基本
方針に定めるところによる。） まち・ひと・し
ごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五
の五）

改 正 前

別表第二（第四十八条関係）		商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
株式会社東京商品取引所	ゴム市場	(略)	六百枚	(略)	くん煙シート(RSS)	五十枚
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○内閣府告示第千五百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五
 条第十五項の規定に基づき、平成三十年八月三十
 一日付けで地域再生計画を認定したので、次のと
 おり公示する。
 平成三十年十月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道上川
郡東川町
- 二 地域再生計画の名称 “選択”をキーワード
にした新しいまちづくり、『コンステレーション
タウン』構築プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北海道上川郡東
川町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定す
る地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定め
る支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成
するために必要なもの（番号については、基本
方針に定めるところによる。） まち・ひと・し
ごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五
の五）

○内閣府告示第千五百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五
 条第十五項の規定に基づき、平成三十年八月三十
 一日付けで地域再生計画を認定したので、次のと
 おり公示する。
 平成三十年十月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道空知
郡南富良野町
- 二 地域再生計画の名称 道の駅に賑わいを創出
し、地域の稼ぐ拠点とする商工業の振興計画

○内閣府告示第千五百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五
 条第十五項の規定に基づき、平成三十年八月三十
 一日付けで地域再生計画を認定したので、次のと
 おり公示する。
 平成三十年十月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道空知
郡南富良野町
- 二 地域再生計画の名称 道の駅に賑わいを創出
し、地域の稼ぐ拠点とする商工業の振興計画